

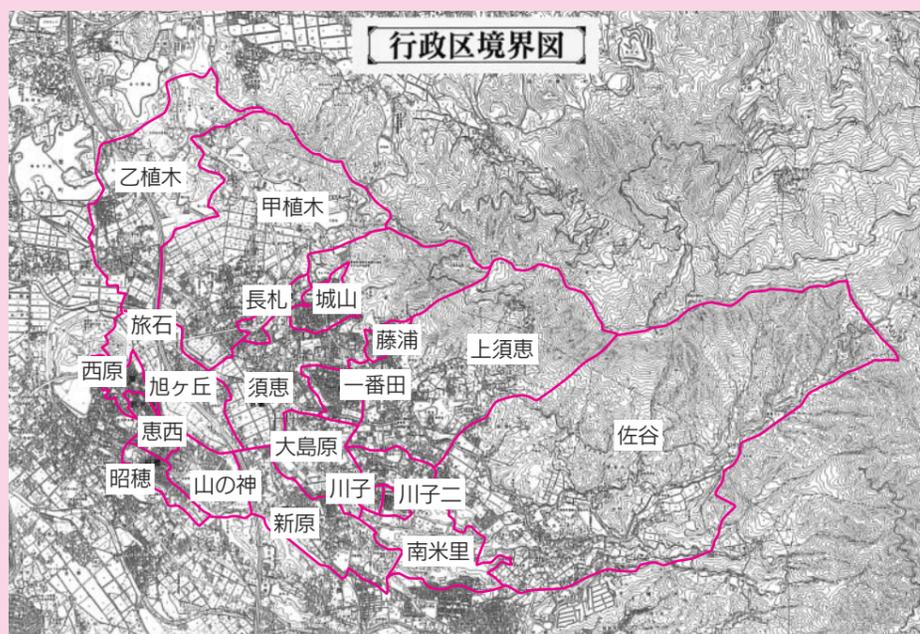
町政を問う！



原野 敏彦 議員

区制の見直し

住居表示変更時に



■問
現在、須恵町は二十の行政区がありますが、区の戸数に格差が生じています。平成二年区制の見直しをされて以後、見直しをされていません。区の戸数の基準は、また、区制を見直すのに審議会・諮問機関は、有れば何名の組織なのか。

■答 中嶋町長
審議会は、平成二年に新行政区の発足を持って一応解散しています。

昭和五十八年より約六年間で四十回の会議を重ねられました。その審議会のメンバーとしては、区長さんが六名、学識経験者という形で四名、議員が三名でした。再編の基本姿勢として一行政区あたり三百戸程度としておりましたが、ただ戸数だけでその組分けをしていくと、組合加入率の問題等で非常にバランスが崩れてきます。また、氏神様の問題、財産組合の関係、友達会の問題等があり、行政区の再編は町村合併よりも難しいというの、そこにあろうかと思えます。合併がどのようなものかわかりませんが、街路表示・住居表示を新たに考えていくという時点で行政区の再編・見直しというものを考えていきたいと思っています。



荒木 敏光 議員

■問
町内には現在二十三から二十四ヶ所の共同墓地があると聞いている。各地区の管理状況としては、墓地所有者・管理組合および区長等によって大体管理されている。従来より組織化された地区の管理組合は良いが、未だ管理組合のない上須恵区と南米里区では区長がすべての責任において、ニラガキ山墓地を管理している。今、無縁仏となった墓石が散乱し、木は覆い茂り廃墟と化している。

■答 中嶋町長
第一段階として墓地管理組合をつくっていただき、その祭つてある方達が管理をするということが基本的な考えであるため、現在保健環境課では区長さん方にまず墓地管理組合をつくっていただくとように働きかけを進めている状況です。

周りには幼稚園・小学校が隣接しており、南米里地区では一部中学生の通学路にもなっているの、早い時期の整備が望まれる。

共同墓地の管理・整備

墓地管理組合をつくっていただくよう働きかける



ニラガキ山墓地